II各種世帯の所得等の状況

「2019年調査」の所得とは、2018(平成30)年1月1日から12月31日までの1年間の所得であり、 貯蓄・借入金とは、2019(令和元)年6月末日の現在高及び残高である。

なお、生活意識については、2019(令和元)年7月11日現在の意識である。

1 年次別の所得の状況

2018 (平成30) 年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」が552万3千円となっている。 また、「高齢者世帯」が312万6千円、「高齢者世帯以外の世帯」が659万3千円、「児童のい る世帯」が 745 万 9 千円となっている。 (表 7、図 8)

各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移

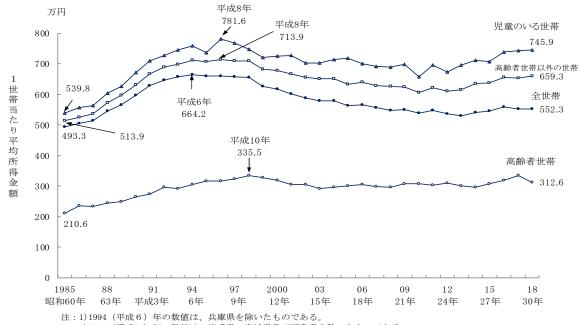
	世帯の種類 対前年増加率				2010 (22)年	2011 (23)年	2012 (24)年	2013 (25)年	2014 (26)年	2015 (27)年	2016 (28)年	2017 (29)年	2018 (30)年
全	世	帯	(万円)	549.6	538.0	548. 2	537. 2	528.9	541. 9	545. 4	560. 2	551.6	552. 3
	対前年増減率		(%)	0.4	△2.1	1.9	△2.0	△1.5	2. 5	0.6	2. 7	△1.5	0. 1
高	齢者世	帯	(万円)	307. 9	307.2	303.6	309. 1	300.5	297. 3	308. 1	318.6	334. 9	312.6
	対前年増減率		(%)	3. 7	△0.2	$\triangle 1.2$	1.8	△2.8	△1.1	3.6	3. 4	5. 1	△6.7
高	高齢者世帯以外の世帯 (万円)			623.3	607.3	622. 9	610. 2	615.2	636. 4	638.0	656. 3	653. 2	659.3
	対前年増減率		(%)	△0.4	△2.6	2.6	△2.0	0.8	3. 4	0.3	2. 9	△0.5	0. 9
児	童のいる	世帯	(万円)	697.3	658.1	697.0	673. 2	696.3	712. 9	707.6	739.8	743.6	745. 9
	対前年増減率		(%)	1. 3	△5.6	5.9	△3.4	3. 4	2. 4	△0.7	4. 6	0.5	0.3

注:1)2010 (平成22) 年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2)2011 (平成23) 年の数値は、福島県を除いたものである。

3)2015 (平成27) 年の数値は、熊本県を除いたものである。

各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移



2)2010 (平成22) 年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。 3)2011 (平成23) 年の数値は、福島県を除いたものである。

4)2015 (平成27) 年の数値は、熊本県を除いたものである。

2 所得の分布状況

所得金額階級別に世帯数の相対度数分布をみると、「200~300万円未満」が13.6%、「300~400万円未満」が12.8%、「100~200万円未満」が12.6%と多くなっている。

中央値(所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値)は437万円であり、 平均所得金額(552万3千円)以下の割合は61.1%となっている。(図9)

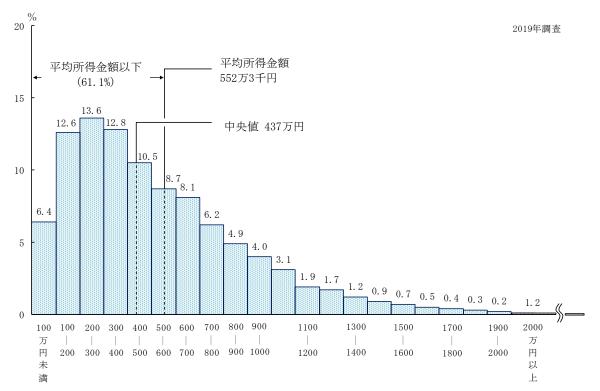


図9 所得金額階級別世帯数の相対度数分布

3 世帯主の年齢階級別の所得の状況

世帯主の年齢階級別に 1 世帯当たり平均所得金額をみると、「50~59 歳」が 756 万円で最も高く、次いで「40~49 歳」、「30~39 歳」となっており、最も低いのは「29 歳以下」の 362 万 6 千円となっている。

世帯人員 1 人当たり平均所得金額をみると、「 $50\sim59$ 歳」が 276 万 1 千円で最も高く、最も低いのは「70 歳以上」の 190 万 1 千円となっている。(図 10)

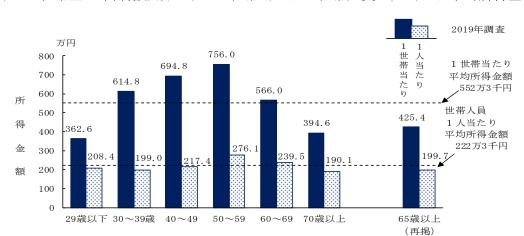


図10 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり-世帯人員1人当たり平均所得金額

4 所得の種類別の状況

各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額の構成割合をみると、全世帯では「稼働所得」が74.3%、「公的年金・恩給」が19.1%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が63.6%、「稼働所得」が23.0%となっている(表8)。

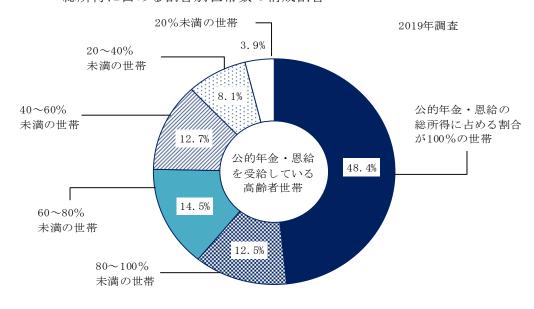
表8 各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

						FANHA		仕 送 り・企業	
世帯の種類	総所得	稼働所得	(再掲) 雇用者所得	公的年金· 恩 給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	(再掲) 児童手当等	年金・個人年金・その他の所得	
			1 世帯	当たり平均所律	导金額(単位:	万円)			
2018 (平成30) 年									
全 世 帯	552.3	410.3	383.9	105.5	15.8	6.2	3.1	14.5	
高 齢 者 世 帯	312.6	72.1	60.1	199. 0	20.4	1.8	-	19.4	
高齢者世帯以外の世帯	659. 3	561.3	528.4	63.8	13.7	8.2	4.4	12.3	
児童のいる世帯	745. 9	686.8	651.8	25.6	8. 1	18.5	14. 3	6.9	
母 子 世 帯	306.0	231.1	225.6	10.4	17. 6	37.3	30.1	9.6	
2015 (平成27) 年									
全 世 帯	545.4	403.3	373.2	104. 4	18.3	6.3	3.4	13.1	
高 齢 者 世 帯	308. 1	64.9	49.1	201.5	22.8	1.9	0.0	16.9	
高齢者世帯以外の世帯	638.0	535.4	499.7	66. 5	16.5	8.0	4.7	11.6	
児童のいる世帯	707.6	646.7	609.5	27. 2	9.6	17.4	14.1	6.7	
母 子 世 帯	270. 1	213.9	209.3	7. 6	0.5	42.5	31.7	5. 7	
1世帯当たり平均所得金額の構成割合(単位:%)									
2018 (平成30) 年 全 世 帯	100.0	74.3	69.5	19. 1	2. 9	1.1	0.6	2. 6	
	100. 0	23. 0	19.2	63. 6	2. 9 6. 5	0.6	0.0	6. 2	
高齢者世帯以外の世帯	100.0	25. 0 85. 1	80.1	9. 7	2. 1	1.2	0.7	1. 9	
	100.0	92. 1		9. <i>1</i> 3. 4		2.5	1.9	0.9	
/G =	100.0		87. 4		1. 1		9.8	3. 2	
母 子 世 帯	100.0	75. 5	73.7	3. 4	5.8	12.2	9. 0	3. 2	
2015 (平成27) 年									
全 世 帯	100.0	74.0	68.4	19. 1	3. 4	1.2	0.6	2.4	
高 齢 者 世 帯	100.0	21.1	15.9	65. 4	7.4	0.6	0.0	5.5	
高齢者世帯以外の世帯	100.0	83.9	78.3	10.4	2.6	1.3	0.7	1.8	
児童のいる世帯	100.0	91.4	86.1	3.8	1.4	2.5	2.0	0.9	
母 子 世 帯	100.0	79. 2	77.5	2.8	0.2	15.7	11.8	2. 1	
(2) - 0.015 (正产0.7) たの数はは、蛇土目も贮いとよのつます									

注:2015 (平成27) 年の数値は、熊本県を除いたものである。

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は48.4%となっている(図11)。

図 11 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の 総所得に占める割合別世帯数の構成割合



5 貯蓄、借入金の状況

2019年の貯蓄の状況をみると、全世帯では、「貯蓄がある」は81.9%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1077万4千円となっている。高齢者世帯では、「貯蓄がある」は80.1%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1213万2千円となっている。

借入金の状況をみると、全世帯では、「借入金がある」は 28.5%で、「1世帯当たり平均借入金額」は 425万1千円となっている。また、児童のいる世帯では、「借入金がある」は 55.8%で、「1世帯当たり平均借入金額」は 1119万7千円となっている。(表 9)

表 9 各種世帯の貯蓄額階級別・借入金額階級別世帯数の構成割合

(単位:%) 2019年

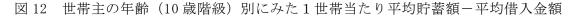
(単位:%)					2019年
貯蓄・借入金額階級 — 平均貯蓄・借入金額	全 世 帯	高齢者世帯	高齢者世帯 以外の世帯	児童のいる世帯	母子世帯
貯 蓄 額 階 級				-	
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
貯蓄がない	13. 4	14. 3	13.0	11.6	31.8
貯 蓄 が あ る	81. 9	80. 1	82.7	84.4	65.0
50 万 円 未 満	4. 6	4.0	4.8	4. 3	9.9
50~ 100	3. 6	2. 6	4.0	4. 9	7. 0
100~ 200	7. 5	5. 8	8. 2	10. 1	9. 4
200~ 300	6. 1	5. 1	6.5	8. 1	4.7
300~ 400	6. 1	5. 1	6.5	7.7	4.0
400~ 500	3. 2	2.6	3.4	4.4	3. 7
500~ 700	9. 3	9. 2	9.4	10.6	7. 1
700~1000	6.4	6.6	6.3	8. 1	3. 2
1000~1500	9. 2	9.6	9.0	8.7	6. 7
1500~2000	5.0	5.6	4.7	3.8	0.3
2000~3000	6. 9	7.8	6.5	4.6	2.5
3000万円以上	8.9	10.8	8.1	3. 9	2.0
貯蓄あり額不詳	5. 4	5.3	5.4	5. 3	4. 5
不詳	4. 7	5. 6	4.3	4.0	3. 2
1世帯当たり	1 077.4	1 213.2	1 017.6	723. 8	389. 8
平均貯蓄額(万円)	1 077.4	1 213.2	1 017.0	123. 0	309. 0
借 入 金 額 階 級					
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
借入金がない	63. 9	80.5	56.4	38.9	71.0
借入金がある	28. 5	8. 1	37.5	55.8	25.8
50 万 円 未 満	1.2	1.1	1.2	1.0	2.2
50~ 100	1.4	0.9	1.6	1.2	3.8
100~ 200	2.5	1.4	3.0	2.3	4.8
200~ 300	1.8	0.6	2.4	1.9	3. 1
$300\sim 400$	1.3	0.6	1.7	1.3	1.4
400~ 500	0.8	0.3	1.0	0.8	1.4
500~ 700	1.8	0.8	2.3	2. 1	0.3
700~1000	1.8	0.4	2.5	3. 1	2.3
1000~1500	3. 7	0.7	5. 1	7. 1	3.0
$1500\sim2000$	3.0	0.4	4.2	7. 7	0.9
2000~3000	5.0	0.3	7. 1	15. 2	2. 2
3000万円以上	3. 2	0.3	4.5	10.1	_
借入金あり額不詳	0.8	0.3	1.0	2.0	0.3
不詳	7. 7	11.4	6.0	5. 2	3. 2
1 世帯当たり 平均借入金額(万円)	425. 1	72.3	574. 5	1 119.7	148.7

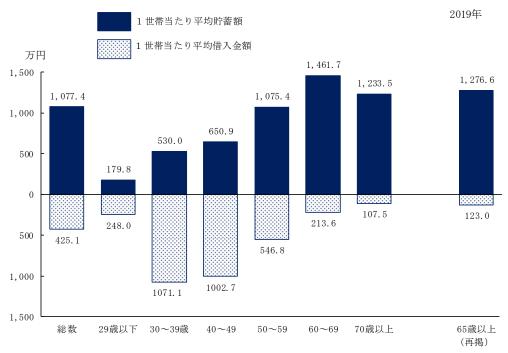
注:1)「1世帯当たり平均貯蓄額」には、不詳及び貯蓄あり額不詳の世帯は含まない。

^{2)「1}世帯当たり平均借入金額」には、不詳及び借入金あり額不詳の世帯は含まない。

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均貯蓄額の状況をみると、「60~69歳」が1461万7千円で最も高く、次いで「70歳以上」が1233万5千円となっている。

また、1世帯当たり平均借入金額の状況をみると、「 $30\sim39$ 歳」が 1071 万 1 千円と最も高く、次いで「 $40\sim49$ 歳」が 1002 万 7 千円となっている。(図 12)





- 注:1)「1世帯当たり平均貯蓄額」には、不詳及び貯蓄あり額不詳の世帯は含まない。
 - 2)「1世帯当たり平均借入金額」には、不詳及び借入金あり額不詳の世帯は含まない。
 - 3)年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

世帯主の年齢階級別に貯蓄の増減状況をみると、前年と比べて「貯蓄が減った」は総数で38.2%となっており、60歳以上では4割を超えている。

貯蓄の減った世帯の減額理由をみると、すべての年齢階級で「日常の生活費への支出」は6割を超え、59歳以下では「入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出」が約3割となっている。また、「株式等の評価額の減少」は、60歳以上で10%程度となっている。(表10)

表 10 世帯主の年齢階級別にみた貯蓄の増減状況-減額理由(複数回答)別世帯数の構成割合

(単位:%) 2019年

		貯蓄が増えた	変わらない	貯蓄が 減った		減額理由(複数回答)					
世帯主の年齢階級	総数					日常の生 活費への 支 出	土地・ 住宅の 購入費	入学金、 結 婚 費 用、旅行 等の一時 的な支出	株式等の 評価額の 減 少	その他	
総数	100.0	12.5	37.9	38. 2	(100.0)	(69. 2)	(7.3)	(24.1)	(8.0)	(28.7)	
29歳以下	100.0	27.8	44. 1	22.1	(100.0)	(67.8)	(8.4)	(28.1)	_	(33.7)	
30~39歳	100.0	26.5	37.3	30.8	(100.0)	(63.8)	(18.5)	(29.9)	(3.0)	(26. 1)	
40~49	100.0	19.6	40.3	33.3	(100.0)	(65. 6)	(9.3)	(36.5)	(3.0)	(25. 2)	
50~59	100.0	17.1	40.4	32.6	(100.0)	(60.5)	(6.9)	(36.4)	(6.6)	(32.4)	
60~69	100.0	9.9	35.5	43.0	(100.0)	(72.8)	(7.2)	(19.9)	(8.5)	(30.1)	
70歳以上	100.0	4.5	36.8	42.9	(100.0)	(72.1)	(5.0)	(17.4)	(11.0)	(27.8)	
(再掲)65歳以上	100.0	5.3	36. 4	43.4	(100.0)	(72.9)	(5.4)	(17.7)	(10.3)	(27.8)	

注:1)「総数」には、増減状況不詳を含む。

2)年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

貧困率の状況

2018 (平成30) 年の貧困線 (等価可処分所得の中央値の半分) は127万円となっており、「相対 的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合)は 15.4%(対 2015 年△0.3 ポイント)となっている。 また、「子どもの貧困率」(17歳以下)は13.5%(対2015年△0.4ポイント)となっている。

「子どもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)の世帯員につい てみると、12.6%(対 2015 年△0.3 ポイント)となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員で は 48.1% (対 2015 年 2.7 ポイント)、「大人が二人以上」の世帯員では 10.7% (対 2015 年 0 ポ イント)となっている。

なお、OECD の所得定義の新基準(可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及 び企業年金を追加)に基づき算出した「相対的貧困率」は15.7%、「子どもの貧困率」は14.0%、 「子どもがいる現役世帯」の世帯員は13.1%、そのうち「大人が一人」の世帯員は48.3%、「大人 が二人以上」の世帯員は11.2%となっている。(表11、図13)

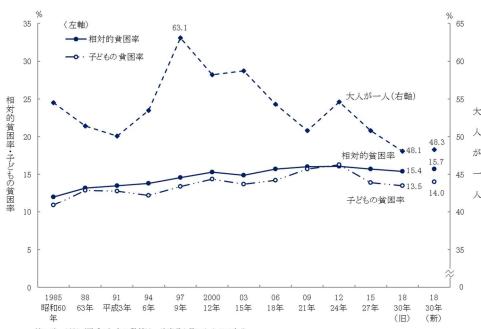
表 11 貧困率の年次推移

1985 1991 1994 1997 2000 2003 2006 2018 (昭和60)年 (63) (平成3)年 (6) (9) (12) (15) (18) (21) (24) (27)新基準 (単位 %) 相対的貧困率 12.0 13. 2 13.5 13.8 14.6 15.3 14.9 16.0 16.1 15.7 15.4 15. 7 子どもの貧困率 10.9 12.9 12.8 12.2 13.4 14.4 13.7 14.2 15.7 16.3 13.9 13.5 14.0 子どもがいる現役世帯 10.3 11.9 11.6 11.3 12. 2 13.0 12.5 12.2 14.6 15.1 12.9 12.6 13.1 大人が一人 54.5 51.4 50.1 53.5 63.1 58.2 58.7 54.3 50.8 54.6 50.8 48.1 48.3 大人が二人以上 9.6 11. 1 10.7 10.2 10.8 10. 5 10.2 12.7 12.4 10.7 10.7 11.2 11.5 単 位 央 値 227 270 297 (a) 216 289 274 260 254 250 244 253 248 244 困 線 (a/2) 114 135 144 149 137 127 125 122 122 127 124

表11 貧困率の年次推移

- 1994 (平成6) 年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 - 2015 (平成27) 年の数値は、熊本県を除いたものである。
 - 2018(平成30)年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、 「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 - 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 - 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 - 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

図13 貧困率の年次推移



- 注:1) 1994 (平成6) 年の数値は、兵庫県を除いたものである。 2) 2015 (平成27) 年の数値は、熊本県を除いたものである。
 - 3) 2018 (平成30) 年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から 「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」 「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

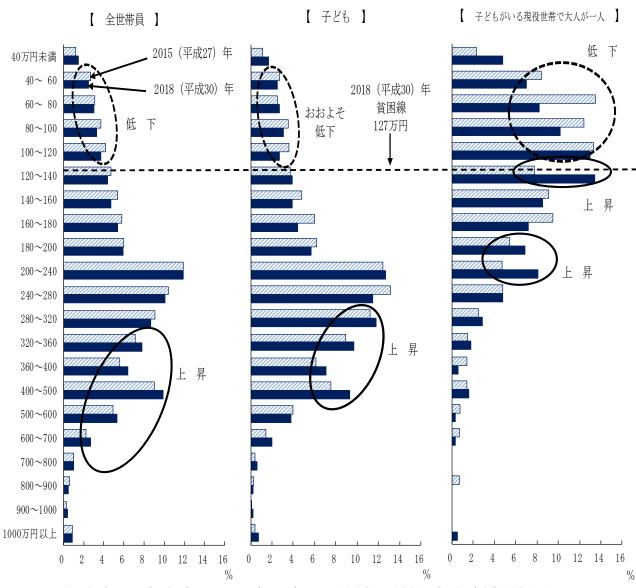
 - 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く

等価可処分所得金額別に世帯員数の相対度数分布(旧基準)をみると、平成27年に比べ、「全世帯員」では40~120万円未満で低下し、320~700万円未満で上昇している。

「子ども」(17歳以下)では40~120万未満でおおよそ低下し、280~500万円未満で上昇している。

「子どもがいる現役世帯で大人が一人」では 40~120 万円未満で低下し、120~140 万未満及び 180~240 万未満で上昇している。(図 14)

図 14 等価可処分所得金額階級別世帯員数の相対度数分布 (旧基準)



- 注:1) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 - 2) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

7 生活意識の状況

生活意識別に世帯数の構成割合をみると、「苦しい」(「大変苦しい」と「やや苦しい」)が 54.4%となっている(図15)。

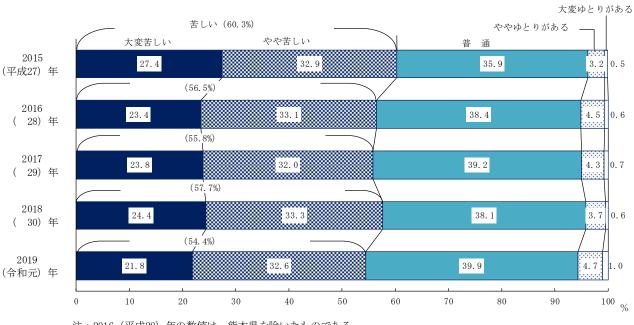


図 15 世帯の生活意識の年次推移

注:2016 (平成28) 年の数値は、熊本県を除いたものである。

各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「母子世帯」が86.7%、「児童のいる世 帯」が60.4%となっている(図16)。

2019 (令和元) 年

大変ゆとりがある --- 苦しい(54.4%【56.5%】) -ややゆとりがある 大変苦しい やや苦しい 4.7 [4.5] 普 通 1.0 21.8 [23.4] 32.6 [33.1] 39.9 [38.4] 全. 世 帯 [0.6] — (51.7% [52.0%]) – 4.4 [4.0] 高齢者世帯 19.7 [20.9] 31.9 [31.1] 42.9 [43.4] 1.0 [0.6] - (60.4% **[**62.0%**]**) -3.3 [4.0] 0.7 児童のいる世帯 25. 5 [26. 8] 34.9 [35.2] 35.6 [33.7] [0.3] (86.7% [82.7%]) 2.9 [0.9] 母 子 世 帯 41.9 [45.1] 10.4 [16.4] 44.8 [37.6] 20 60 70 80 90 100 10 30 40 50

図 16 各種世帯の生活意識

注:1) 【 】は2016(平成28)年の数値である。

2) 2016 (平成28) 年の数値は、熊本県を除いたものである。